

## 沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金交付取扱要領

### 1 工場等の設置

沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第5号に規定する「設置」とは、工場等を新築するほか、工場等を売買又は賃貸借で取得、改修し、及び機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、設置の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等に隣接して建物を取得した場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を建設する場合をいう。

### 2 補助対象企業

(1) 要綱第2条第2号に規定する「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。

(2) 要綱第2条第5号ただし書に規定する「地域経済の活性化に資する工場等の取得等」とは、工場等を設置することにより、更に地域経済へ大きな影響をもたらすことが認められる場合であり、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 特定企業等の市内における従業員であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）上の一般被保険者の数と、特定企業等の市内における従業員であって雇用保険法上の高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあつては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）の数との合計数について、当該事業所及び市内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数（以下「業務開始月末の数」という。）と用地を取得した日の属する月の前月から起算して前1年間の各月の末日の数を合計して12で除した数（以下「前1年間の平均の数」という。）を比較し、前者が後者よりそれぞれ10以上増加していること。なお、前1年間の平均の数については、正従業員とパートタイマー（雇用保険法上の一般被保険者又は高年齢被保険者であつて、一週間の所定労働時間が30時間未満であるものをいう。）を別々に計算し、それぞれについて1未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

イ 当該工場等に係る設備投資額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費（静岡県新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）第3(1)ウ

に規定する経費をいう。以下同じ。)を除く。)が30億円以上であること。

- (3) 要綱第2条第5号ただし書の「地域経済の活性化に資する工場等の取得等」として、市長の認定を受けようとする企業等は、事前に別紙1企業等概要調書を提出するものとする。

### 3 事業の着手

- (1) 要綱第2条第5号に規定する「当該事業の着手の日」とは、当該事業に係る建物の工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も時期の早い日をいう。

- (2) 要綱第2条第5号アただし書きの「市長が別に定める場合」とは、次に掲げる要件の

いずれかに該当するものをいい、要綱第2条第5号アに規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、当該期間の終了6か月前（カに該当する場合にあっては、当該期間の満了する日）までに、別紙2業務開始の延長に係る承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

ア 工場等の設置にあたり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間を要する場合

イ 設備投資額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合

ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合

エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により、工場等の設置が中断する場合

カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

- (3) 前号に規定する業務開始の延長に係る承認を受けた企業等は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年8月15日までに別紙1企業等概要調書を提出し、事業の進捗状況を報告する。

### 4 雇用要件

- (1) 要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者又

は高年齢被保険者の数をいう。この場合において、パートタイマーは2分の1換算とする。

- (2) 要綱第2条第5号ウに規定する「1以上増加する」とは、特定企業等の市内における従業員数について、当該事業所及び市内全ての事業所で、業務開始月末の数と前1年間の平均の数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいう。

## 5 補助の対象

- (1) 要綱第3条の「他の法令等」とは、定款、要綱その他名称の如何を問わず補助金の交付について定めたものをいう。
- (2) 要綱第3条の「既に国、県、市等の補助の対象となった経費等」とは、補助の対象となった経費等のほか、補助の対象となることが確実なものいう。
- (3) 要綱第3条の「国、県、市等」とは、国、都道府県又は市町村のほか、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人その他の法人であつてその目的を達成するために補助金を交付するもの又は共同研究若しくは受託研究を行うものをいう。

## 6 事前協議

事前協議に当たっては、要綱第4条に規定する提出書類のほか、別紙1企業等概要調書（事前提出用）を提出する。

## 7 交付の申請

交付の申請に当たっては、要綱第5条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出する。

## 8 交付の条件

- (1) 要綱第7条第4号に定める「市長が別に定める期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間とする。ただし、耐用年数等が10年を超える財産及び同令に定めがない財産については10年とする。
- (2) 要綱第7条第7号に定める「第2条第5号ウに規定する業務を開始する時に増加した従業員数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の特定企業等

の従業員数及び特定企業等の市内における従業員数をいい、補助金の交付を受けた特定企業等は、これが3年間維持されていることを確認するため、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況の写しを市長に提出するものとする。

- (3) 要綱第7条第3号に規定する「帳簿及び書類」について、市長は必要に応じてその確認を行うとともに、当該保管期間の各年度の経営状況について、決算書類の提出を求める等により定期的に把握に努めるものとする。

## 9 実績報告

実績報告に当たっては、要綱第9条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出するものとする。

付 則

この要領は、平成23年3月31日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年8月27日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年11月18日副市長決裁）

改正後の要領は、平成26年11月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月25日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

改正後の要領は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成30年9月25日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付 則（令和2年5月8日改正）

改正後の要領は、決裁日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則（令和3年3月31日改正）

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。